

高知市職員採用資格試験 試験案内

【通年募集】 一般任期付職員 (発掘調査員)

令和8年6月1日

〒780-8571 高知市本町五丁目1番45号
高知市 総務部 人事課
☎ 代表 (088) 822-8111
直通 (088) 823-9410

ホームページ : <https://www.city.kochi.kochi.jp/>

高知市では、埋蔵文化財の発掘・調査・研究等の専門的業務、その他文化財の保護、活用等に関する業務に従事していただく、専門知識と豊富な実務経験を有する一般任期付職員(発掘調査員)を募集します。

👉 まずは、お気軽に人事課までお問い合わせください。試験の実施日や場所等について別途お知らせします。

(☎直通 088-823-9410(土曜日及び日曜日を除く。8時30分から17時15分まで。))

●一般任期付職員とは？

「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づき、一定の期間内に限って業務に従事していただく職員のことです。(任期は原則3年となります。)

1 試験区分・採用予定人員・職務内容及び受験資格

試験区分	採用予定人員	職務内容	受験資格
一般任期付職員 (発掘調査員)	1名程度	埋蔵文化財の発掘・調査・研究等の専門的業務その他文化財の保護、活用等に関する業務に従事します。	昭和42年4月2日以降に生まれた人で、国、地方公共団体、公益法人、大学その他の調査研究機関における、埋蔵文化財の発掘調査又は発掘調査報告書等の執筆に係る職務経験が、令和9年4月1日時点で通算3年以上（見込みを含む。）ある人

(注)

上記の受験資格を有する人であっても、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ② 高知市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ③ 日本国憲法施行の日(昭和22年5月3日)以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ④ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている人(心神耗弱を原因とする人以外)

2 試験方法等

(1) 第1次試験（書類試験）

実務経験の実績や研究などで培われた任期付職員として必要な意欲及び能力、文章表現力等をみるための書類試験を実施します。

受験手続その他試験に関することは、人事課（☎直通 088-823-9410（土曜日及び日曜日を除く。8時30分から17時15分まで。））にお問い合わせください。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して行います。試験日時・会場等詳細については、第1次試験合格発表等の際にお知らせします。

科目		内容	試験日時・場所
テストセンター方式	基礎能力検査	職員として必要な一般知能についての検査（言語、数理、理論、常識、英語（SCOA-A））	※テストセンター方式 指定された期間内に、各自で都合の良い受験日時・会場を予約し受験します。詳しくは下記をご参照ください。
	適性検査（パーソナリティ）	職員としての必要な適性を有するかどうかについての検査（択一式）	
個人面接		主として人物の人柄や性格等についての個別面接を行います。	※試験会場・詳細日時等については、合格通知にてお知らせします。

※ **テストセンター方式とは**

指定された期間内に、各自が都合の良い日時・会場を予約し、受験する方法です。
会場は全国 47 都道府県に約 350 か所用意されています。

【試験会場例】 高知県内・・・高知市本町・知寄町 2 か所

※ **テストセンターの予約について**

第1次試験合格発表に合わせ、合格者に対し、受験用ID/パスワード（試験申込みにて使用したものと異なります。）及び予約用専用サイトのアドレスをメールにて通知します。通知を受け取り次第、受験用ID/パスワードを使い、専用サイトにて受験日時・会場を予約し、各自で受験してください。

なお、テストセンター会場にて本人確認のため、身分証明書（運転免許証・写真付学生証など）を提示していただきます。

3 各試験科目の配点

	第1次試験	第2次試験			総合得点
科目	書類試験	テストセンター方式		個人面接	
		基礎能力検査	適性検査 (パーソナリティ)		
配点	200点	200点	—	600点	1,000点

※ 適性検査（パーソナリティ）は、面接等の資料として使用します。

4 資格調査

第2次試験受験者の受験資格の有無、申込書等記載事項の真否等について調査します。

5 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、任期付職員採用候補者名簿に登載され、登載の日から原則として1年間（本人の状況によっては削除されることがあります。）高知市任期付職員として採用の資格が与えられます。

なお、採用予定日は、原則として令和9年4月1日以降ですが、欠員等の状況により採用可能な人については、それ以前に採用されることがあります。

受験資格が無い場合や、申込書等の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取消します。

- (2) 地方公務員法第22条の規定により、採用の日から6か月間は条件付採用期間とし、その間の勤務成績が良好な場合に正式採用となります。

※条件付採用期間は、勤務状況等により、最長1年まで延長する場合があります。

6 勤務条件等

項目	勤務条件等
勤務時間等	1日7時間45分（フルタイム） 週5日勤務（火曜日～土曜日） ※ 業務の進捗状況により、日月祝日勤務、時間外勤務もあります。
給料（月額）	初任給は、職務経験年数、最高学歴等を考慮して、一定の基準に基づき決定されます。 （例）30歳（22歳で大学卒業、8年職務経験ありの場合） 約26万円 ※ 上記の金額は、令和8年4月1日時点のものです（給与改定により変動する場合があります。）。
給料以外の主な手当	住居手当、通勤手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当等
任期	原則3年間
年次有給休暇	20日/年 （例）4月採用の場合、採用年のみ15日

7 その他

この試験において提出される書類等は、一切返却できません。

申込書等に含まれる受験者の個人情報については、採用試験以外の目的には一切使用しません。ただし、最終合格者の個人情報は人事情報として使用します。